

平成21年度第2回 埼玉県長寿医療運営検討委員会 〈概要〉

1. 日 時 平成21年7月7日（火）13時30分～15時44分
2. 会 場 埼玉県自治会館1階特別会議室
3. 出席者 川越市、熊谷市、川口市、秩父市、本庄市、東松山市、深谷市、越谷市、戸田市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、坂戸市、寄居町、宮代町、鷲宮町
埼玉県（オブザーバー）
事務局 酒井事務局長、太田事務局次長、野島事務局次長兼総務課長、矢作保険料課長、見澤給付課長、加藤保険料課主幹、小澤総務課主席主査、市原保険料課主任
4. 議 題 (1) 資格証明書交付等に関する要綱（案）等について
(2) 平成20年度市町村共通経費負担金に係る決算概要について
5. 報 告 (1) 市町村共通経費負担金に係る検討依頼について
(2) 平成20年度後期高齢者医療費等に係る歳入歳出決算概要について
(3) 平成20年度療養給付費等の事業実績について
(4) 平成21年度保険料確定賦課の概要について
6. その他
7. 議事要旨 (⇒：事務局回答)

事務局 : ○委員の出欠状況を報告。
○配付資料の確認

議題（1）資格証明書交付等に関する要綱（案）等について

（説明：矢作保険料課長、市原保険料課主任）

（質疑応答）

①短期被保険者証交付等に関する要綱について

【委員】最終的に広域連合で短期被保険者証の交付対象者を決定することだが、対象者が決定するのはいつごろか。

⇒ 当初は7月13日を予定していたが、場合によっては決定が2・3日遅れる可能性がある。しかし、市町村では一般の被保険者証の発送業務を始めていると思うので、短期被保険者証発行の可能性のある方については、引き抜きをしていただくよう再度広域連合から案内をする。

②資格証明書交付等に関する要綱（案）について

【委員】要綱案第3条第2項において、「生活実態等から判断して容易に保険料を納めることができると認められる者は交付候補被保険者として扱う」とあるが、所得額などの目安を広域連合で示す予定はあるか。

⇒ 目安的な金額などは定めないが、広域連合では実際に保険料を納付する意思があるかないかを

重要視する。現役並み所得がないから、保険料を納めなくても資格証明書は発行されないと被保険者に認識されてしまうと、市町村の徴収事務にも影響がでてしまうので、第2項の規定を設けた。

【委員】短期証の交付要件該当者は県内でおおよそ何人くらいいるか。

⇒ 埼玉県内では2646人を交付要件該当者として抽出した。リストを受けた市町村で精査すると実際の数字は多少減ってくると思われる。

【委員】第5条第3項において、「診療を受ける予定の被保険者」とあるが、この「予定」の確認、把握の仕方はどうするのか。

⇒ 病状や通院予定などを記載していただく状況報告書を基に被保険者個々の状況により広域連合で判断する。

【委員】第5条第3項に該当する被保険者であるかどうかについては、最終的に市町村で判断をして広域連合に報告すればよいのか。

⇒ 各市町村の個別の判断により、結果的に市町村間で不公平な取り扱いにならないよう、今後ガイドライン的なものを運用の中で広域連合から示したい。最終的な判断は広域連合が行うが、判断の元となる報告書を市町村において具体的に記入していただくことになる。

【委員】保険料収納事務についての研修会、資格証明書や短期被保険者証発行事務についての研修会などの予定はあるか。

⇒ 埼玉県の国保医療課とも相談して、今後考えていきたい。

【委員】短期被保険者証、資格証明書については、手渡しするということが、通知を出しても取りに来ない方について、どのくらいの期間留め置きをすればよいと考えているか。

⇒ 1週間の留め置き期間を設けたい。今回は8月1日交付となるので、8月7日（金）まで留め置き期間を設け、それまでに取りに来られない方については8月10日（月）に郵送対応をお願いしたいと考えている。

【委員長】郵送対応とは通常郵便でということか。

⇒ 一般証の郵送方法と同じように市町村ごとの取り扱いに沿って短期被保険者証についても郵送をお願いしたい。

【委員長】資格証明書交付要綱の施行日はいつとするのか。

⇒ 今月中を考えている。

議題（2）平成20年度市町村共通経費負担金に係る決算概要について

（説明：小澤総務課主席主査）

（質疑応答）

①市町村共通経費負担金に係る決算概要について

【委員】国からの補助金が入ってきて約2億9千万円余ったということだと思うが、入ってきた補助金の額はどのくらいか。

⇒ 補助金の共通経費負担金に係る部分は約1億6,097万円になる。

②剰余金の取扱いについて

【委員】 当市の議会で共通経費の決算内容について質問があり、昨年度については相殺されたが、今回は基金を創設して積み立てるとなると前回と違うやり方に変えた理由を説明するのが難しい。翌年度に精算方式が原則かと思う。大きな不用額が発生した場合、返還してもらうのが説明しやすい。緊急時には予備費対応となるし、それ以上の経費が必要な場合には改めて要望するか翌年度の予算対応という形がとれるのではないかと思う。当市としては翌年度での返還という方法をしていただきたい。

【委員】 精算して余ったら返還するという案に賛成する。

【委員】 市町村の負担で成り立っている広域連合側にプールをするお金ができるというのは剰余金でも、基金でも考えづらい。したがって、返還か相殺が考えられる。基金というのはまず考えられない。それから返還をする場合どういう理由で返還されるという説明が必要だが事業執行が予定通りいかなかったという広域連合の説明では、市町村側の議会への説明としてはあまり芳しくない。したがって、基金でもない、返還でもない、相殺が一番好ましいと考える。

【事務局】 今年度の負担金と相殺するとなると、一番の問題は来年の負担金を各市町村にお願いするにあたって、21年度の負担金がかかなり少なくなることである。今年度は12億円程度を負担していただいているが、来年度は9億円くらいになる。今年度、レセプト点検について、国保連合会にお願いするつもりであったが、同じところで審査と点検をするのは好ましくないということで、広域連合内において直接委託して点検を行うという方法を考えている。広域連合内での点検となると、事務室を拡張する経費等で今年度の費用より増額になるので、来年度市町村にお願いする負担金は、今年度より増えることが予想される。そうすると今年、たとえば3億円返還すると9億円くらいになるが、来年、14億円程度となったとき、この増額分について予算措置の説明が厳しいのではないか。また、昨年度においては、決算剰余金を振り替えて広域連合で使わせていただいたので相殺はしていない。今般返還するとなれば初めてのことになる。各市町村における来年度予算の要求等を踏まえてこちらでいくつかの案を出させていただいた。今年度においても、標準システムの統計処理部分の改修費用、レセプトの点検に係る費用についても剰余金を財源として今年度に使わせていただくことが生じるかもしれない。これらのことを含め検討いただきたい。

【委員】 共通経費について19年度に発生したものについては相殺していないとの説明があったが、19年度の共通経費の確定値について、その中に返還金という項目があったように記憶しているのだが、確認させていただきたい。

⇒ 18年度における広域連合準備会からの剰余金については、19年度の負担金を減額する方法として相殺は行ったことと思われるが、19年度の剰余金1億6千万円弱は、レセプト管理システムに係る費用として、全額使わせていただいたので、19年度の決算剰余金の返還はしていない。

【委員長】 こうした意見等を踏まえて事務局の方で今後もう少し決算の認定等含めて検討を進めていただきたい。

報告（1）市町村共通経費負担金に係る検討依頼について

（説明：酒井事務局長）

（質疑応答）

【委員長】 市長会に検討を依頼し、市長会からも早急な対応は難しいという感触を得たという表現

を使っていたが、市長会としての結論は出ているということか。

⇒ まったく受け入れられないということではなく、早急な対応は難しいという回答を市長会から得た。おそらく市長会から各市へ文章が配付されているのではないか。

【委員長】市長会からの文章を目にした市町はありますか。

【委員】きのう写しをもらった。

【委員長】市町村共通経費負担金の関係については、この検討委員会としての検討はひとまず終了としたい。

報告（２）平成２０年度後期高齢者医療費等に係る歳入歳出決算概要について

（説明：小澤総務課主席主査）

（質疑なし）

報告（３）平成２０年度療養給付費等の事業実績について

（説明：見澤給付課長）

（質疑応答）

【委員長】医療費が１９年度に比べて下がった理由の分析はしているか。

⇒ はっきりした理由は分からないが、推測するに、医療費の増加傾向についての問題点などが報道されたこと、景気の落ち込みにより病院等に行かなくなったことが考えられるのではないか。

【委員】国保においては、３％程度の伸びがあった。後期高齢者については、景気の落ち込みはそれほど関係しないのではないかと思う。

報告（４）平成２１年度保険料確定賦課の概要について

（説明：加藤保険料課主幹）

（質疑応答）

【委員】２２年度・２３年度の保険料率について、現段階での見通しについて教えてほしい。

⇒ 今月から見直しの作業を進めるところである。２０年度給付費の実績、２１・２２・２３年度の給付費の見込みを算定し、試算していく。現段階では、まだお答えできることはない。

【委員】２０年度決算における、一人当たりの保険料調定額を教えてほしい。

⇒ 各市町村における決算額（自庁のシステムによるもの）と、広域連合に送っていただく収納情報（調定情報）が合致していない市町村がまだあるため、修正をしていただいているところである。修正が整いしだい、広域連合システムにおいて決算処理を行い、各市町村へお知らせします。

その他

- ・平成21年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会提出予定議案について

(説明：酒井事務局長)

- ・延滞金の条項の条例改正の状況についての調査依頼

(説明：埼玉県国保医療課)

- ・その他要望質疑等

【委員】被保険者証の用紙、汎用封筒について、大量に余ってしまった。必要部数の要望をとって配付して欲しい。

⇒ 必要部数をお聞きして、配付することとします。

【委員】高額医療・高額介護療養費合算制度について、広域連合の考え、現在の取り組みを教えてください。

⇒ 国からの情報が少ない状況であり、詳細は不明であるが、運用方法がこれまでと異なることは間違いない。現在、市町村の介護保険の方で、その計算事務を国保連合会へ委託するのかどうか、確認をしているところである。事務スケジュールなどの情報は、得られ次第、速やかに市町村へ連絡したい。

〈終了〉